

無担保住宅ローン

令和6年10月1日現在

1. 商品名（愛称）	・無担保住宅ローン
2. ご利用いただける方	・当金庫の会員および会員資格を有する満20歳以上の個人で、以下の条件を満たし、かつ当金庫が適当と認められた方 (1) 安定継続した収入がある方 (2) (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 (3) 次のいずれにも該当しない事 ・仮差押、差押もしくは競売の開始決定があった方、または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ・租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・延滞債務のある方 ・手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・信用を失墜した方 ・制限行為能力者である方 ・反社会的勢力
3. ご融資資金の用途	(1) 申込人本人が居住（居住予定を含む）し、申込人またはその家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる以下の資金とします。但し事業性資金、支払先が申込人またはその配偶者・親（配偶者の親を含む）・子（法人・自営業を含む）となる資金は対象外とします。なお、ご融資資金は、お支払先への振込を原則とします。 ①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※①は申込日時点で支払日から3カ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 ※①に付随して必要となるインテリア等購入資金も可（（1）と合わせた申込みで100万円以内） ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とします。 ※①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外です。 ②申込人が①を資金使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ③申込人が①を資金使途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前の3カ月の約定返済で3営業日以上履行遅延が1度もないものに限る）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） 【対象となる建物の条件】 申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの ※次のものは各種（仮）登記から除く ・当金庫貸付（事業資金・住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる（根）抵当権 ・本件の借換えて抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権及び根抵当権 ・資金使途がリフォーム（増改築・修繕）資金またはリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 (2) 無担保住宅ローンで空き家解体費用を取扱う場合の特例 ①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用 ②申込人が(1)の①を資金使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） 【対象となる空き家の条件】 ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物でないこと
4. ご融資金額	・1万円以上2,000万円以内（1万円単位）（今回のお申込金額と他信用金庫取引分を含めたしんきん保証基金付消費者ローンの現在残高の合計額は3,000万円以内となります。） ※空き家解体の場合は500万円
5. ご融資期間	・3ヶ月以上20年以内
6. ご融資利率	・変動金利 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
7. ご返済方法	・毎月元金均等または毎月元利均等の返済方法があります。なお、ご融資金額の50%以内でボーナス返済併用もできます。また、元金返済の据置期間は、6カ月以内です。（ご融資資金の使途（1）の場合のみ）
8. 保証人・担保等	・ご融資額1,000万円以内の場合は（一社）しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。 ・ご融資額1,000万円を超える場合は信用金庫団体信用生命保険（信金中央金庫扱い）に加入していただきます。ただし、謝絶等により団体信用生命保険に加入できない場合は、法定相続人1名を連帯保証人または連帯債務者とさせていただきます。
9. 手数料・保証料	・繰上げ返済手数料等は「融資関係その他手数料一覧」をご覧ください。 ・保証料は、（一社）しんきん保証基金の定めた保証料率がご融資利率に含まれています。
10. その他	・お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・現在のご融資利率やご返済の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせ下さい。